

身体拘束等の適正化のための指針

(高齢者)

1. 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化する事無く職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 介護保険指定基準における禁止の対象となる具体的行為

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベットに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベットに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベットを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。(手足の自由を奪う道具や工夫をする)
- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子、テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他者への迷惑行為を防ぐために、ベットなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。(鍵の掛かる部屋に閉じ込める)

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) 緊急・やむを得ない場合の三原則

- ①切迫性 ご利用者本人、または他のご利用者の生命、または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がないこと
- ③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

* 身体拘束を行う場合には、以上 3 つの要件をすべて満たす必要があります。

(3) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の弊害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族へ説明同意を得て行います。

また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行い出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(4) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳のある生活に努めます。
- ②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行いません。
- ⑤「やむを得ない」を拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な生活をしていただける様に努めます。

3. 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

当事業所では、身体拘束廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置します。

①設置目的

- ・居室内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

②身体拘束廃止委員会の設置

- ・委員長(管理者)
- ・委員(介護職員)

③身体拘束廃止委員会の開催

- ・年1回以上定期的で開催します。
- ・必要時は随時開催します。

(2)身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止のために各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

(管理者)

1)身体拘束廃止委員会の統轄管理

(介護職員)

- 1)拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- 2)利用者の尊厳を理解する
- 3)利用者の疾病、傷害等による行動特性の理解
- 4)利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 5)利用者とのコミュニケーションを十分にとる
- 6)記録は正確かつ丁寧に記録する

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、各関係部署代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

②利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

③記録と再検討

身体拘束を行った場合には、その様子・時間・心身の状況・やむを得なかった理由など記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保存します。

④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告いたします。

5. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

①定期的な教育・研修(年2回)の実施

②新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

6. その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束等をしない支援を提供していくために支援に関わる職員全体で、以下の点について、十分に話し合い共有認識を持ち、拘束をなくしていくよう取り組みます。

①マンパワーが足りないことを理由に安易に身体拘束をしていないか。

②認知症であるということで安易に拘束をしていないか。

③転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体拘束をしていないか。

④ケアの中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束を必要と判断しているか。本当に他に方法はないか。

7. ご利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、ご利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当事業者のホームページに掲載します。

附則

2022年4月1日 施行

身体拘束等の適正化のための指針

(障がい者)

1. 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化する事無く職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 障害者虐待防止法の身体的虐待の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

- ①車いすやベッドに等に縛り付ける。
- ②手指の機能を制限するためにミトン型の手袋をつける。
- ③行動を制限するために介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥自分に意志で開ける事の出来ない居室等に隔離する。

2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) 緊急・やむを得ない場合の三原則

- ①切迫性 ご利用者本人、または他のご利用者の生命、または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がないこと
- ③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

* 身体拘束を行う場合には、以上 3 つの要件をすべて満たす必要があります。

(3) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の弊害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人又は家族へ説明同意を得て行います。

また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行い出来るだけ早期に拘束

を解除すべく努力します。

(4) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳のある生活に努めます。
- ②言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行動は行いません。
- ⑤「やむを得ない」を拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただける様に努めます。

3. 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

当事業所では、身体拘束廃止に向けて身体拘束廃止委員会を設置します。

① 設置目的

- ・居室内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への指導

② 身体拘束廃止委員会の設置

- ・委員長(管理者)
- ・委員(介護職員)

③ 身体拘束廃止委員会の開催

- ・年1回以上定期的に開催します。
- ・必要時は随時開催します。

(2) 身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止のために各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

(管理者)

1) 身体拘束廃止委員会の統轄管理

(介護職員)

- 1)拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- 2)利用者の尊厳を理解する
- 3)利用者の疾病、傷害等による行動特性の理解
- 4)利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 5)利用者とのコミュニケーションを十分にとる
- 6)記録は正確かつ丁寧に記録する

4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、各関係部署代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

②利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施します。

③記録と再検討

身体拘束を行った場合には、その様子・時間・心身の状況・やむを得なかった理由など記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。その記録は5年間保存します。

④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告いたします。

5. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行います。

①定期的な教育・研修(年2回)の実施

②新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

6. その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束等をしない支援を提供していくために支援に関わる職員全体で、以下の点について、十分に話し合い共有認識を持ち、拘束をなくしていくよう取り組みます。

①マンパワーが足りないことを理由に安易に身体拘束をしていないか。

②障がい等があるということで安易に拘束をしていないか。

③転倒しやすく、転倒すれば大怪我になるという先入観だけで安易に身体拘束をしていないか。

④ケアの中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束を必要と判断しているか。本当に他に方法はないか。

7. ご利用者等に対する指針の閲覧

この指針は、ご利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当事業者のホームページに掲載します。

附則

2022年4月1日 施行